

平成30年度島根県一般会計補正予算（第3号）及び島根県 中小企業近代化資金特別会計補正予算（第1号）の知事専決 処分について

平成30年7月20日
総務部 財政課

1 補正予算の趣旨

平成30年7月豪雨による被害への対策を講じる必要から、地方自治法第179条第1項に基づき知事専決処分により補正予算を措置した。

2 専決処分日 平成30年7月20日

3 補正予算の内容

(1) 一般会計

- ① 補正予算額 337,516 千円
(補正後の一般会計予算額 453,358,763 千円)

② 内訳

[歳出予算]

・ 被災者等への支援	143,704 千円
・ 誘客対策及び情報発信	125,312 千円
・ その他	68,500 千円
合 計	337,516 千円

[歳入予算]

・ 繰越金	334,481 千円
・ 国庫支出金	3,035 千円
合 計	337,516 千円

(2) 中小企業近代化資金特別会計

- ① 補正予算額 51,067 千円
(補正後の中小企業近代化資金特別会計予算額 1,072,162 千円)

② 内訳

[歳出予算]

- ・ 設備貸与資金貸付金 50,000 千円
- ・ 設備貸与資金割賦損料補給金 1,067 千円

[歳入予算]

- ・ 繰越金 50,000 千円
- ・ 一般会計繰入金 1,067 千円

[債務負担行為]

- ・ 設備貸与資金割賦損料補給金 4,667 千円
- ・ 設備貸与資金利子補給金 4,716 千円

補 正 項 目

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課																									
	被災者生活再建支援事業	112,000	被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援 今回の豪雨被害への措置として、島根県西部地震と同様に、対象とする被災世帯に半壊及び一部破損を追加	防 災 部 [防災危機管理課]																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">対象被災世帯</th> <th style="width: 15%;">損害基準判定</th> <th style="width: 15%;">対象世帯への最大支援額 (単身世帯への支援額は3/4)</th> <th style="width: 55%;">市町村への助成割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">現行制度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">50%以上</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">[国基準該当] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大規模半壊</td> <td style="text-align: center;">建設又は購入</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">40%以上 50%未満</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> <td style="text-align: center;">[国基準外] 1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">制度創設</td> <td style="text-align: center;">半壊</td> <td style="text-align: center;">20%以上 40%未満</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一部破損</td> <td style="text-align: center;">10%以上 20%未満</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> </tr> </tbody> </table>						対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額 (単身世帯への支援額は3/4)	市町村への助成割合	現行制度	全壊	50%以上	300万円	[国基準該当] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)	大規模半壊	建設又は購入	250万円	補修	40%以上 50%未満	150万円	[国基準外] 1/2	制度創設	半壊	20%以上 40%未満	100万円	1/2	一部破損	10%以上 20%未満	40万円
	対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額 (単身世帯への支援額は3/4)	市町村への助成割合																									
現行制度	全壊	50%以上	300万円	[国基準該当] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)																									
	大規模半壊	建設又は購入	250万円																										
		補修	40%以上 50%未満	150万円	[国基準外] 1/2																								
制度創設	半壊	20%以上 40%未満	100万円	1/2																									
	一部破損	10%以上 20%未満	40万円																										
<p>※半壊及び一部破損の支援は実費の範囲内 ※被災者生活再建支援法人からの支援金の財源は、国1/2、基金(全都道府県からの拠出金)1/2</p>																													
<p>※子育て世帯を対象とする県内産木材や石州瓦を使用した修繕等への助成事業について、島根県西部地震と同様に、今回の豪雨災害による被災世帯にも対象を拡大</p> <p>①県内産木材活用被災者住宅再建助成事業 (所管課：農林水産部林業課) [助成上限額(基本助成)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、購入 30万円 ・増改築 15万円 ・修繕、外構工事 10万円 <p>②石州瓦活用被災者住宅再建助成事業 (所管課：商工労働部産業振興課) [助成上限額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築 7万円 ・葺替 5万円 																													

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
	被災児童・生徒の支援	8,637	<p>豪雨により被災した児童・生徒を授業料の減免等により支援</p> <p>[転入学を問わず支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書等図書費、学用品の支援 ・授業料の減免 <p>[転入学の場合に支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学検定料、入学料の免除 ・寮費、入寮支度金等の免除 ・施設整備費の免除 (私学のみ) 	<p>総務部</p> <p>[総務課]</p> <p>教育委員会</p> <p>[学校企画課]</p> <p>[特別支援教育課]</p>
	しまね災害ボランティア基金支援事業	12,000	<p>大規模災害発生時のボランティア活動に取り組むため、島根県社会福祉協議会が設置するボランティア基金の追加積立を助成</p> <p>[活動内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地への災害救援ボランティア派遣や連絡調整 ・県内で災害が発生した場合の県外ボランティアの受入調整 など 	<p>健康福祉部</p> <p>[地域福祉課]</p>
	農業復旧対策事業	【制度適用】	<p>豪雨により被害を受けた農業用の施設や機械などの復旧を支援するため、復旧に要する経費を市町村とともに支援</p> <p>[対象経費]</p> <p>農業用施設の撤去費、復旧費のほか、新たに農業用機械の復旧費を追加</p> <p>[助成対象]</p> <p>認定農業者、農業法人、集落営農組織 など</p> <p>[負担割合]</p> <p>県1/3、市町村1/3、農業者等1/3 など</p>	<p>農林水産部</p> <p>[農産園芸課]</p>

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
	農業経営等緊急対応資金利子補給事業	【制度適用】	<p>島根県西部地震と同様に、豪雨により被害を受けた農業者が復旧に必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は融資利率が0%となるよう金融機関に対する利子補給を実施</p> <p>[資金名] 豪雨農業被害対策資金 [融資枠] 5,000万円 (当初予算計上済み)</p> <p>[資金使途] 施設等資金、運転資金 [融資限度額]</p> <p>施設等資金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人 1,500万円 ・法人等 3,000万円 <p>[融資利率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初3年間 0% ・4年目以降 0.15% <p>[保証料率]</p> <p>0% (JAしまねが全額負担)</p>	農林水産部 [農業経営課]
	豪雨災害特別資金利子・保証料補給支援事業 (特別会計)	【制度適用】	<p>島根県西部地震と同様に、豪雨により被害や影響を受けた中小企業者等が復旧等に必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は融資利率と保証料率が0%となるよう金融機関等に対する利子補給等を実施</p> <p>[資金名] 豪雨災害対策特別資金 [融資枠] 20億円 (当初予算計上済み)</p> <p>[資金使途] 設備資金、運転資金 [融資限度額] 1億2,000万円 [融資利率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初3年間 0% ・4年目以降 1.25% (責任共有) 1.10% (責任共有外) <p>[保証料率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初3年間 0% ・4年目以降 0.2~1.05% (責任共有) 0.2~1.20% (責任共有外) 	商工労働部 [中小企業課]

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	県単設備貸与事業 (特別会計)	51,067 { 貸付金 50,000 割賦損料補給金 1,067 }	豪雨により被害を受けた中小企業者が、しまね産業振興財団の設備貸与を受けた場合に、当初3年間の割賦損料率が0%となるための割賦損料補給等を実施 [実施主体] しまね産業振興財団 [貸与枠] 1億円 [負担割合] 県 1/2、財団 1/2 [貸与限度額] 100万円～1億円 [割賦損料率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 1.60% [債務負担行為] ・当初3年間の割賦損料補給 設定額 4,667千円 (H31～33) ・財団が金融機関から借り入れる資金の利子補給 設定額 4,716千円 (H31～44)	商工労働部 [中小企業課]

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
	小売店等持続化支援事業	10,000	<p>島根県西部地震と同様に、豪雨により被害を受けた小売店等の営業再開を支援するため、店舗の修理等に要する経費を市町村とともに支援</p> <p>[対象経費] 施設修繕費、仮店舗の家賃、広告宣伝費等</p> <p>[助成対象業種] 小売業、飲食サービス業、宿泊業などのほか、市町村が地域の商業機能維持に必要と判断する業種</p> <p>[助成上限額] 100万円 (仮店舗が必要な場合など被害が大規模なものについては200万円)</p> <p>[事業期間] H30年度 (仮店舗に要する経費は24か月以内)</p> <p>[負担割合] 県1/3、市町村1/3、事業者1/3</p>	商工労働部 [中小企業課]
新	事業承継新事業活動支援助成金	【制度適用】	<p>豪雨により被害を受けた事業者の廃業を防止するため、事業承継に要する経費を支援</p> <p>[対象経費] 新商品開発、販路開拓、人材育成に要する経費等</p> <p>[助成上限額] 300万円</p> <p>[事業期間] H30年度 (仮店舗に要する経費は24か月以内)</p> <p>[負担割合] 県2/3、事業者1/3</p>	商工労働部 [中小企業課]

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
	しまねの魅力・安心発信事業	125,312	<p>被災者への支援内容の周知や豪雨による観光産業への影響を抑えるため、情報発信及び誘客対策を実施</p> <p>①県民向け情報発信 豪雨被害に対する県の支援制度や相談窓口を周知するため、県民向けの新聞広報を実施</p> <p>②県外向け情報発信 ・大手宿泊サイトへの広告 ・新聞やテレビによる情報発信 ・旅行ガイド小冊子の無料配布 ・来県を促すためのフォトコンテスト ・Facebook広告による情報発信</p> <p>③旅行商品造成 ・バスや航空機を利用した宿泊旅行商品の造成を支援 ・航空会社や宿泊施設等と協調した企画商品の造成</p>	<p>広報部 [広報室] 商工労働部 [観光振興課]</p>
	被災地への職員派遣	57,940	<p>被災県等からの要請に基づき、被災地に職員等を派遣し、医療、救護、災害復旧等を支援</p> <p>[主な派遣職種と業務内容]</p> <p>①医師・看護師：医療救護 ②保健師：健康相談・健康管理 ③児童心理職員：児童相談 ④消防職員：要救助者の救助活動 ⑤建築技師：住家の被害認定業務</p>	<p>総務部 [人事課] 防災部 [消防総務課] 健康福祉部 [健康福祉総務課]</p>
	県有施設の復旧事業	10,560	豪雨により被害を受けた江津警察署川越駐在所の復旧工事を実施	警察本部